

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 28 回 総 会

令和元年 12 月 26 日（木）

## 名護市農業委員会 第28回総会

開催日時 令和元年12月26日(木)午後4時00分～

開催場所 名護市役所 3階会議室

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	◎	2番	長山 正敏	○	3番	前川 好男	○
4番	宮城 政喜	○	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	○
7番	野原 朝行	○	8番	名城 政幸	欠	9番	比嘉 晴	○
10番	—	—	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	◎

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案

- 第177号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第178号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第179号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第180号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第181号 農用地利用集積計画の意見決定について
- 第182号 非農地証明願について
- 報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日は、会長が療養中により欠席となります。代理として職務代理が務めさせていただきます。本日の議事録署名人は1番と12番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第28回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第177号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積6,093㎡(6筆計)。新規就農のための有償移転。従事者4名、主従事日数160日。計画作物はタンカン。

事務局としては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第178号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積1,415㎡(2筆計)。農地法の許可を受けた後計画していた資金調達が困難になってしまい、貸ヤードを断念せざるをえなかったため所有権移転を行い、駐車場としての計画変更。農地区分は第2種農地(市街地近傍)、一団農地4.4haとなっております。

事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第179号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地外、面積307㎡(4筆計)。転用目的は位置指定道路としての利用予定。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地0.1haとなっております。現状としては既に道路として整備されていることから始末書付き案件となります。位置指定道路の届け出は出されており、許可される見込みとなっております。

整理番号2番 農振農用地内、面積1,275㎡。転用目的は牛舎建築のため。農地区分は、農振農用地区域内農地。当該地の隣地は元々申請者の牛舎があり転用許可を受けておりました。今回の申請地は、前所有者が牛舎を含めて申請者に譲り渡したが、転用手続きが行われていないことが判明したため今回の申請に至ります。よって、始末書付き案件となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
委員 位置指定道路とは何か。  
事務局 建築基準法の中で住宅を建てる前に進入路を確保しておかないと建築許可が出せないことから、進入路を位置指定道路として位置付ける必要がある。  
議長 その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。  
委員 異議なし。

(第 180 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 469 m<sup>2</sup> (2 筆計)。貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、一団農地 0.1ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 817 m<sup>2</sup>。貸駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地 (宅地連たん)、3 方を宅地に囲まれております。問題なしの案件と考えます。

整理番号 3 番 農振農用地外、面積 479 m<sup>2</sup> (2 筆計)。資材置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、1.4ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 4 番 農振農用地外 3 筆、農振外 1 筆、合計面積 2,959 m<sup>2</sup> (4 筆計)。資材置き場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、一団農地 9.1ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 5 番 農振農用外、面積 411 m<sup>2</sup>。貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (その他)、一団農地 2.9ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 6 番 農振農用地外、面積 457 m<sup>2</sup>。貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (その他)、一団農地 2.9ha。問題なしの案件と考えます。5 番、6 番の貸資材置場での利用については、使用業者の確約書を取っております。

整理番号 7 番 農振農用地外、面積 1,415 m<sup>2</sup> (2 筆計)。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、一団農地 4.4ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 8 番 農振農用地外、面積 1,314 m<sup>2</sup> (2 筆計)。共同住宅のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地 (上下水管)、医療施設、保育施設から 300m 以内。原則許可相当の案件となります。

整理番号 9 番 農振農用地内、面積 3,127 m<sup>2</sup> の内 2,800 m<sup>2</sup>。残土置場のための賃貸借。農地区分は、農振農用地区域内農地。問題なしの案件と考えま

す。一時転用で1年間の利用となります。借受人が別地で行っている果樹園造成工事の残土置き場となる。残土は農地利用出来ることから、転用後は一部そのまま活用して農地復元を図ることで貸付人と話が出来ているとのことです。

以下の10番から13番は、市立小中学校のグラウンド拡張による申請となる。農振の一部見直して除外を行っております。

整理番号10番 農振農用地外、面積1,861㎡(2筆計)。学校用地のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地8.7ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号11番 農振農用地外、面積799㎡。学校用地のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地8.7ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号12番 農振農用地外、面積839㎡。学校用地のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地8.7ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号13番 農振農用地外、面積1,545㎡。学校用地のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地8.7ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号14番 農振農用地外、面積403㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地0.1ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号15番 農振農用地外、面積139㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地0.1ha。問題なしの案件と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

事務局 異議なし。

#### (第181号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和元年12月17日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人3名。譲受人3名。設定筆数4筆、面積4,879㎡。内 賃借権3筆、使用貸借権0筆、所有権移転1筆となっています。

整理番号1番 5年間の賃借権。作物は野菜。新規設定。稼働日数250日。

整理番号2番から3番 5年間の賃借権。作物は野菜。再設定。稼働日数250日。

整理番号4番 所有権移転。作物は野菜。現在、利用権による使用貸借権の設定がされている。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第182号 非農地証明願について)

調査員 整理番号1番 農振農用地外、面積210㎡(2筆計)。当該申請地は山林化した傾斜地で、30年以上前から耕作されていない。今後も耕作される予定なしであるとの理由から証明願が出されています。

整理番号2番 農振農用地内、面積162㎡。当該申請地は、進入路がない袋小路で、山の中腹にあり、20年以上前から農地として利用されていない。農地として有効活用が困難な場所であることから証明願が出されています。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農用地利用配分計画案に関する意見について)

事務局 整理番号1番 農地中間管理機構が預かる当該農地について、5名の方が該当しておりますが、1名が辞退、2名が中心経営体ではない、残りの2名の内近い方を該当者として設定しております。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第28回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(職務代理者) 川上 達也 印

署名委員 岸本 信子 印

署名委員 大城 正信 印